

虐待防止のための指針

【対象事業所】

放課後等デイサービス:こどもひろば COCO っ子、こどもひろば COCO っ子Ⅱ、こどもひろば COCO っ子上直江、こどもひろば COCO っ子+、こどもひろば COCO っ子新川、こどもひろば COCO っ子新川Ⅱ

児童発達支援:こどもひろば PIYO っ子

相談支援事業所 PICO

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、利用者の人権と尊厳を尊重し、いかなる場合であっても虐待を許さないという姿勢を徹底する。児童虐待の防止等に関する法律および障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うための体制を整備し、利用者とその家族が安心して利用できるサービス提供に努める。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待の防止および早期発見に向けた組織的な取り組みを推進するため、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。本委員会の責任者は各事業所の管理者とし、児童発達支援管理責任者を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。委員会は年1回以上開催し、必要に応じて随時開催して検討協議を行う。

※なお、本委員会は、当法人における「身体拘束適正化検討委員会」と一体的に（合同で）開催するものとする。

(2) 委員会の役割

- ① 虐待防止のための指針の整備および見直し
- ② 虐待防止のための職員研修の企画および実施
- ③ 虐待発生時の対応および再発防止策の検討
- ④ 虐待に関する相談や通報の受付窓口の周知

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わるすべての職員に対して、虐待防止と利用者の人権尊重に関する意識向上を図るため、定期的な教育・研修を実施する。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任職員に対する採用時の虐待防止研修の実施
- (3) その他必要な外部研修会への参加や事例検討会の実施

※研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存する。

※なお、本研修は「身体拘束等の適正化のための職員研修」と一体的に実施してもよいものとする。

4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 虐待の早期発見

すべての職員は、利用者の心身の状態や言動に注意を払い、虐待の兆候を早期に発見するよう努める。

(2) 通報および相談

職員が虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、または虐待を疑う事象を確認した場合は、速やかに虐待防止に関する責任者または担当者に報告する。責任者は事実関係を確認し、必要に応じて市町村の障害者虐待対応窓口等へ通報する。

(3) 利用者および家族等への対応

事実関係が確認された場合は、当該利用者および家族等に対して誠実に説明を行い、必要な支援や保護の措置を講じる。

(4) 再発防止策の策定

委員会において発生原因を詳細に分析し、再発防止策を策定した上で、全職員に周知徹底する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・通報窓口

当法人では、利用者およびその家族、ならびに職員からの虐待に関する相談や通報を適切に受け付けるための窓口を設置し、周知する。

- ・相談・通報受付窓口：各事業所の管理者および児童発達支援管理責任者
- ・相談・通報に対しては、プライバシーを保護し、通報等を理由とした不利益な取り扱いを行わないことを保障する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者および家族等がいつでも確認できるよう、事業所内に掲示するとともに、当法人のホームページに公表する。

(附則)

この指針は令和4年4月1日から施行する。

令和6年4月1日更新

令和7年4月1日更新

令和8年4月1日更新